

長野市（建設部）プレスリリース

令和5年10月10日

長野市マンション管理適正化推進計画を策定し  
管理計画認定制度の運用を開始しました

今後見込まれる、市内におけるマンションの高経年化と居住者の高齢化の対応として、管理の適正化を推進することを目的に、マンション管理適正化推進計画を定めました。

また、マンション管理適正化推進計画を定めた市は、一定の基準を満たすマンションの管理計画を認定することができます。

市がマンション管理適正化推進計画を策定したことで、認定制度の運用が可能になりました。制度の詳細等については、市ホームページをご確認ください。

1 「マンション管理適正化推進計画」とは

マンション管理適正化法により、国の基本方針に基づき、地方公共団体は管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項等を定める計画を策定できることから、今回「マンション管理適正化推進計画」を策定し、市内の分譲マンションの管理組合の自主的運営による適正なマンション管理を推進するものです。

2 「マンション管理計画認定制度」とは

マンションの管理組合が作成した、管理組合の運営状況や長期修繕計画等、マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして市が認定をする制度です。

3 施行日 令和5年10月10日

ながのご縁を



信都・長野市

建設部 住宅課

（課長）武井 晋市

（担当）平澤 由美子

電話：直通 026-224-5424

FAX：026-224-5066

E-mail：jutaku@city.nagano.lg.jp